

意見検討結果一覧表

（案名： 北上川上流地域森林計画（案） ）

| 番 号 | 意 見 | 類似意見 件数 (件) | 検討結果（県の考え方） | 決定への 反映状況 |
|-----|--|----------------|--|--------------|
| 1 | 外国資本及び外国資本と関係する者による森林の買収に対する対策が存在しない。 岩手県独自の対策を講じるべきである。 | | 本計画は、森林整備の目標や施業の方法・基準等を定めるものであり、御意見にある森林買収に関する対応等については、計画書への記載はなじまないものと判断しました。 なお、県では、市町村と連携し、森林の所有者情報の把握に努め、公益上特に重要な森林を保安林に指定するなどの対策を講じ、本県の森林が適切に保全・管理されるよう取り組んでいます。 | E（対応困難） |
| 2 | 盛岡市の露地栽培原木しいたけについて、どのように安全性を国際的にアピールしていくのか、はっきりと対策を明記すべきである。 | | 本計画は、森林整備の目標や施業の方法・基準等を定めるものであり、御意見にある原木しいたけの安全性に係る国際的なアピールについては、計画書への記載はなじまないものと判断しました。 なお、盛岡市の露地栽培原木しいたけの出荷制限は、平成 25 年 4 月 8 日に国から解除されており、県では、現在、国のガイドラインに基づく出荷前の検査を実施するなど、安全性の確保に取り組んでいます。 | D（参考） |

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

| 区 分 | 内 容 |
|---------|-------------------------------|
| A（全部反映） | 意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| B（一部反映） | 意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| C（趣旨同一） | 意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの |
| D（参考） | 計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの |
| E（対応困難） | A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの |
| F（その他） | その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等） |

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。